

別記第5 切替要領

改定後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）における教育職員の職務の級及び号給は、切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。

別記第6

高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表

- (1) 1級 高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
- (2) 2級 高等学校又は特別支援学校の教諭若しくはこれに相当する職、養護教諭、栄養教諭、実習主任又は主任寄宿舎指導員の職務
- (3) 特2級 高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
- (4) 3級 高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
- (5) 4級 高等学校又は特別支援学校の校長の職務